

○東みよし町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用に関する条例

平成27年12月18日

条例第21号

改正 平成28年3月18日条例第12号

平成28年6月17日条例第28号

平成29年6月16日条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の第1欄に掲げる機関が行う同表の第2欄に掲げる事務及び町長又は東みよし町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の第1欄に掲げる機関は、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第3欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 町長又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個

個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成28年3月18日条例第12号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年6月17日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年6月16日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1(第4条関係)

| 機関 | 事務 |
|--------|---|
| 1 町長部局 | 東みよし町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例(平成18年東みよし町条例第93号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 2 町長部局 | 東みよし町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例(平成18年東みよし町条例第103号)による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| 3 町長部局 | 東みよし町重度身体障害者住宅改造費助成金交付要綱(平成18年東みよし町告示第22号)による住宅改造費の助成に関する事務 |
| 4 町長部局 | 東みよし町身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱(平成27年東みよし町告示第89号)による自動車改造費の助成に関する事務 |
| 5 町長部局 | 東みよし町軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付要綱(平成26年東みよし町告示第101—1号)による購入費の助成に関する事務 |
| 6 町長部局 | 東みよし町小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業実施要綱(平成27年東みよし町告示第87号)による日常生活用具の給付に関する事務 |
| 7 町長部局 | 東みよし町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭の父母等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |

別表第2(第4条関係)

| 機関 | 事務 | 特定個人情報 |
|----|----|--------|
|----|----|--------|

| | | |
|--------|---|---|
| 1 町長部局 | 東みよし町子どもはぐくみ医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって規則で定めるもの |
| 2 町長部局 | 東みよし町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報、住民票関係情報又は身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報であって規則で定めるもの |
| 3 町長部局 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務 | 国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの |
| 4 町長部局 | 健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務 | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| 5 町長部局 | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの |
| 6 町長部局 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス等に係る利用者負担の上限額の軽減に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報であって規則で定めるもの |
| 7 町長部局 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報、国民健康保険法による資格に関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律による高齢者医療の被保険者の資格に関する情報又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は |

| | | |
|---------|---|--|
| | | 保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの |
| 8 町長部局 | 東みよし町重度身体障害者住宅改造費助成金交付要綱による住宅改造費の助成に関する事務 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報であって要綱で定めるもの |
| 9 町長部局 | 東みよし町身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱による自動車改造費の助成に関する事務 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報であって要綱で定めるもの |
| 10 町長部局 | 東みよし町軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成金交付要綱による補聴器購入費の助成に関する事務 | 地方税関係情報、住民票関係情報又は身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報であって要綱で定めるもの |
| 11 町長部局 | 東みよし町小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱による日常生活用具の給付に関する事務 | 地方税関係情報又は住民票関係情報であって要綱で定めるもの |
| 12 町長部局 | 東みよし町重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例によるひとり親家庭の父母等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの | 地方税関係情報、住民票関係情報又は身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報であって規則で定めるもの |